

東郷町議会議員政治倫理条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規定は、東郷町議会議員政治倫理条例（平成27年東郷町条例第19号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(辞退届)

第2条 条例第4条第2項に規定する辞退届は、様式第1とする。

(関係企業報告書)

第3条 条例第4条第3項に規定する関係企業報告書は、様式第2とする。

(関係企業変更報告書)

第4条 条例第4条第4項に規定する関係企業変更報告書は、様式第3とする。

(審査請求書)

第5条 条例第5条第1項に規定する審査請求書は、様式第4とする。

2 審査請求書には、審査請求をしようとする町民及びその代表者が署名（視覚障がい者が点字により自己の氏名を記載することを含む。）及び押印をしなければならない。

(審査請求書の審査)

第6条 前条第2項の場合において、議長は東郷町選挙管理委員会に対し、当該審査請求書に連署した者が選挙人名簿に登録されていることの確認を求めるものとする。

2 条例第5条第2項の規定による相当の期間とは、補正の請求を受理した日の翌日から14日間とする。

3 議長は、条例第5条第3項の規定による却下をしたときは、速やかにその旨を審査請求をした代表者（以下「請求代表者」という。）に対し、却下通知書（様式第5）により通知しなければならない。

(組織等)

第7条 条例第6条第1項に規定する東郷町議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

3 委員長は、審査会の議事を整理し、秩序を保持する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委員長、副委員長の辞任)

第8条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、審査会の許可を得なければならない。

(委員の辞任)

第9条 委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

(会議)

第10条 審査会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。ただし、委員長が定められていない場合における会議は、議長が招集する。

2 審査会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員の除斥)

第11条 審査会の委員の除斥については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第117条の規定を準用する。

(審査請求書等の送付)

第12条 条例第7条第1項の規定に基づき議長が審査会へ審査を求めるときは、審査請求書及び添付資料の写しを、審査会及び審査の対象となった議員(以下「被請求議員」という。)に送付しなければならない。

(その他の者への調査)

第13条 条例第7条第3項の規定に基づき、審査会がその他の者に対し調査を行うときは、議長にその旨を申し出るものとする。

(審査会の傍聴)

第14条 審査会の傍聴については、東郷町議会委員会に関する条例(昭和36年東郷町条例第31号)の例による。

(審査会の意見)

第15条 審査会は、条例第7条第2項の規定による審査の結果、条例第3条第1項に規定する政治倫理基準又は条例第4条第1項に規定する請負契約等及び指定管理者の指定に関する遵守事項に反する事実があったと認めるときは、次に掲げる事項のうちいずれかの措置を講ずるべきか意見を述べるものとする。

- (1) 口頭注意
 - (2) 文書による嚴重注意
 - (3) 一定期間の議会出席の自粛
 - (4) 議会における役職の辞任
 - (5) 議員辞職勧告
- (審査報告書)

第16条 条例第7条第5項の規定による報告は、審査結果及び前条の意見を記載した審査報告書(様式第6)を作成するものとする。

(審査結果の通知)

第17条 議長は、前条の審査報告書が提出されたときは、速やかに条例第5条第1項の規定による請求代表者及び被請求議員に対し、審査結果通知書(様式第7)により通知するものとする。

(説明会の開催請求)

第18条 条例第8条第1項(条例第9条において準用する場合を含む。)の規定による請求は、開催請求書(様式第8)により行うものとする。

2 条例第8条第3項(条例第9条において準用する場合を含む。)の規定による請求は、町民開催請求書(様式第9)により行うものとする。

3 前項の町民開催請求書には、条例第8条第3項(条例第9条において準用する場合を含む。)の規定による請求をしようとする町民及びその代表者が署名及び押印をしなければならない。この場合において、町民開催請求書にする署名は、条例第8条第4項に規定する期間内に行われたものでなければならない。

(開催請求書等の受理後の手続)

第19条 議長は、条例第8条第2項及び第5項(条例第9条において準用する場合を含む。)の規定により説明会(以下「説明会」という。)を開催することを決定したときは、開催予定日の14日前までに、説明会を開催すること並びにそ

の日時及び場所を町民に周知させるための広報をしなければならない。この場合において、その決定が町民による開催の請求に基づくものであるときは、当該請求をした町民に通知しなければならない。

2 議長は、条例第8条第3項（条例第9条において準用する場合を含む。）の規定により町民から開催請求書の提出があったときは、直ちに東郷町選挙管理委員会に対し、開催請求をした町民が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求めるものとする。

3 議長は、開催請求が次の各号のいずれかに該当するときは、当該開催請求を却下する。

(1) 町民開催請求書に有権者100人以上の連署がないとき。

(2) 町民開催請求書の記載事項に不備があるとき。

4 議長は、開催請求が前項各号のいずれかに該当する場合において、補正することができるものであるときは、開催請求をした町民に対し、開催請求書を受理した日の翌日から起算して14日間と定めて、その補正を求めることができる。

5 議長は、第3項の規定による却下をしたときは、その旨を開催請求をした町民に書面により通知するものとする。

（補佐人による議員の説明の補佐）

第20条 議員は、補佐人を説明会に出席させて説明を補佐させることができる。

2 議員は、補佐人を説明会に出席させようとするときは、あらかじめ書面で、その旨を議長に通知するものとする。

3 補佐人の資格は、書面で証明しなければならない。

（議長の議事整理権）

第21条 議長は、説明会の議事を整理し、説明会の場の秩序を保持し、説明会に関する事務を統括する。

2 説明会に出席した町民、議員又は補佐人は、議長が前項の規定に基づいて行う指示に従わなければならない。

（公表の方式）

第22条 条例第7条第6項の規定による審査結果の概要の公表及び条例第11条第4項の規定による弁明書の概要の公表は、次に掲げる方法のうち、適当な方法

により行うものとする。

- (1) 東郷町議会だよりへの掲載
- (2) 東郷町ホームページへの掲載
- (3) その他議長が適当と認める方法
(その他)

第23条 この規程に定めるもののほか、審査会運営に必要な事項は、委員長が審査会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成27年6月1日から施行する。

様式第1（第2条関係）

辞 退 届

年 月 日

東郷町議会議長 殿

東郷町議会議員 ㊟

（関係者）

企業名等

役職名 ※

住 所

氏 名 ㊟

（続柄等 ）

東郷町議会議員政治倫理条例第4条第2項の規定に基づき、町に対する請負契約等及び指定管理者の指定の受入を辞退することを届けます。

※ 役員に就任している場合に、記載してください。

関係企業報告書

年 月 日

東郷町議会議長 殿

東郷町議会議員 ㊦

東郷町議会議員政治倫理条例第4条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 企業名等
- 2 所在地
- 3 代表者
- 4 役職名
- 5 関係事項

(1) 本人が役職をしている。

(2) 本人が実質的に経営に携わっている。

東郷町議会議員政治倫理条例第4条第1項第1号に該当

（資本金その他これに準ずるものの3分の1以上を出資している）

東郷町議会議員政治倫理条例第4条第1項第2号に該当

（年額100万円以上の報酬、顧問料その他これらに準ずるものを收受している）

東郷町議会議員政治倫理条例第4条第1項第3号に該当

（経営方針又は主要な取引に関与している）

(3) 親族等が役員をしている

続柄 （配偶者・1親等・2親等）

様式第3（第4条関係）

関係企業変更報告書

年 月 日

東郷町議会議長 殿

東郷町議会議員 ㊦

東郷町議会議員政治倫理条例第4条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

変更年月日	年 月 日	
変更理由		
変更内容	変 更 前	変 更 後

様式第4（第5条関係）

審 査 請 求 書

年 月 日

東郷町議会議長 殿

（請求代表者）

住 所

氏 名 ㊟

東郷町議会議員政治倫理条例第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり審査を請求します。

記

1 審査の対象となる議員の氏名

2 審査の対象となる事項

(1) 該当事項

(2) 内容

3 添付書類

(1) 議員に係る審査請求者名簿

(2) 違反する行為を証する資料

議員に係る審査請求者名簿

なお、東郷町議会議長が選挙管理委員会に対し、署名した者が選挙人名簿に登載された者であるかどうかの確認を求めることについて、同意します。

No.	住 所	氏 名	印

(注) 氏名は自署すること。自署には、視覚障がい者が点字により自己の氏名を記載することを含みます。

様式第5（第6条関係）

却 下 通 知 書

年 月 日

様

東郷町議会議長

㊟

年 月 日付けで審査の請求がありましたが、東郷町議会議員政治倫理条例第5条第3項の規定に基づき、却下することとしましたので通知をします。

記

1 審査の対象となる議員の氏名

2 却下の理由

様式第6（第16条関係）

審 査 報 告 書

年 月 日

東郷町議会議長 殿

東郷町議会議員政治倫理審査会委員長

㊦

年 月 日付けで審査の請求がありましたことにつきましては、
下記のとおり報告します。

記

- 1 審査の対象となる議員の氏名
- 2 審査の結果
- 3 審査会の意見

様式第7（その1）（第17条関係）

審 査 結 果 通 知 書

年 月 日

様

東郷町議会議長

㊟

東郷町議会議員政治倫理審査会から、下記のとおり報告がありましたので通知します。

記

1 審査の対象となる議員の氏名

2 審査の結果

3 審査会の意見

様式第7（その2）（第17条関係）

審 査 結 果 通 知 書

年 月 日

様

東郷町議会議長

㊟

東郷町議会議員政治倫理審査会から、下記のとおり報告がありましたので通知します。

記

1 審査の結果

2 審査会の意見

（注）この通知書に記載された内容について弁明しようとするときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して14日以内に議長に対して弁明書を提出することができます。

様式第 8 (第 18 条関係)

開 催 請 求 書

年 月 日

東郷町議会議長

様

東郷町議会議員

㊦

東郷町議会議員政治倫理**条例第 8 条第 1 項**（条例第 9 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、説明会の開催を請求します。

様式第9（第18条関係）

町 民 開 催 請 求 書

年 月 日

東郷町議会議長

様

（説明会開催請求代表者）

住 所

氏 名

㊟

東郷町議会議員政治倫理条例第8条第3項（条例第9条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、別紙のとおり有権者の署名を添えて、説明会の開催を請求します。

説明を求める議員の氏名

議員

(別紙)

説明会開催請求者名簿

東郷町議会議員政治倫理条例第8条第3項（条例第9条において準用する場合を含む。）により（氏名） 議員の町民に対する説明会の開催を請求するため、有権者の署名を求めます。

年 月 日

（説明会開催請求代表者）

住 所

氏 名

㊦

東郷町議会議長が、東郷町選挙管理委員会に対して、署名した者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求めることについて、同意します。

有権者であること の確認欄	番号	署名年月 日	住 所	氏 名	印

- (注) 1 署名簿は、各署名簿に通じる一連番号を付すること。
- 2 氏名は、自署すること。
- 3 有権者であることの確認欄は、記入しないこと。